



2025年2月21日

各 位

会 社 名 **スター精密株式会社**
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 衛
コード番号 7718 東証プライム
問 い 合 わ せ 先 常務取締役 コーポレート本部長
佐藤 誠悟
TEL. 054-263-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、2025年3月27日開催予定の第100期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役と執行役員の間を明確にし、経営責任の明確化および業務執行のさらなる迅速化を図り、取締役会の監督機能を向上させることを目的として、一部の役付取締役を除き、役付取締役を廃止し、執行役員制度に基づく役位にて役付を行うことに変更するものであります。つきましては、現行定款第14条（招集権者および議長）、第21条（代表取締役）、第22条（役付取締役）に所要の変更を行い、これらに伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第12条～第13条(条文省略)	第12条～第13条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第14条 株主総会の招集および議長は、 <u>取締役社長</u> がこれにあたる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会の招集および議長は、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれにあたる。 <u>当該取締役に</u> 事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
第15条～第17条(条文省略)	第15条～第17条(現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第18条～第20条(条文省略)	第18条～第20条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>役付取締役</u>)</p> <p><u>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから定めなければならない。</u></p> <p>第23条～第36条(条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第22条～第35条(現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2025年3月27日（予定）

以 上